

参考

【中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律と遺留分】

1. 経営承継円滑化法制定の目的

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（経営承継円滑化法）は、中小企業における円滑な事業承継を目的として、平成 20（2008）年に制定された（平成 20 年法 33 号）。わが国では国内の企業の大半を中小企業者及び小規模事業者が占めており、平成 28（2016）年 6 月時点で小規模事業者は 304 万 8000 者（全企業数の 84.9%）、中小企業者と小規模事業者を合わせると 357 万 8000 者であり、両方で企業数全体の 99.7%に当たる（中小企業庁ホームページ https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/2018/181130chukigyocnt.html）。

これらの企業では、経営者が自社株式や事務所、工場、機械設備などの事業用資産を個人の資産として保有する場合が多く、経営者の死亡による遺産の相続が経営の承継に大きな影響を与える。法定相続であれば、共同相続人らが経営者の個人資産であったこれらの株式や事業用資産を共同相続し、遺産分割に際して紛争が生じた場合、自社株式が分散するなど事業の継続が困難となる事態も起こりうる。また、経営者が生前に贈与や遺言を通じて後継者に事業に関する諸資産を承継させる措置を取ったとしても、民法の規定に従えば相続人には遺留分が認められるため、後継者にならなかった相続人が遺留分の主張をすることにより経営の円滑な承継に支障が生じることが指摘されてきた。遺留分は相続開始前に相続人が予め放棄をすることも可能であるが、その手続において家庭裁判所の許可が必要となる（民 1049 条 1 項、家事 216 条、別表第一 110 の項）。そこでは、相続人が各自申立てをしなければならず、また、許可の可否についても相続人ごとに結論が分かれうる。このようなことから、遺留分の事前放棄はさほど利便性の高い制度とは言えず、平成 30（2018）年度の許可審判の申立ての新受件数は全国で 950 件にとどまっている（最高裁判所「司法統計」）。

経営承継円滑化法は、このような状況に対して、経営者の死亡や引退に際し株式や事業用資産を後継者へ集中することを可能にし、経営の継続を支援することを目的とする。同法は、遺留分に関する民法の特例を定め、また、中小企業者が必要とする資金の供給の円滑化のための施策等を講じている（経営承継円滑化法〔以下、中小承継〕1 条）。

経営承継円滑化法の最新の改正は、令和元（2019）年 5 月 29 日に成立した「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」（中小企業強靱化法）による（令和元年法 21 号）。同法は同年 7 月 16 日に施行され、これにより遺留分に関する民法の特例の個人事業者への拡大等が行われている（後述 3）。

2. 経営承継円滑化法の概要

経営承継円滑化法は大きく 3 つの柱からなっている。すなわち、①事業承継税制における納税猶予・免除制度、②事業承継時の金融支援措置、③遺留分に関する民法の特例である。

①は、中小企業の後継者が非上場会社の株式等を経営者から贈与や相続によって取得して、経営承継円滑化法の定める認定を受けた場合、一定の要件のもとで、贈与税・相続税の納税猶予や免除を認める制度である。平成 30 年度税制改正では、従来からの一般措置の他に、10 年間限定の措置として、納税猶予対象となる非上場株式等の制限の撤廃や納税猶予割合の引き上げなどの特例措置がさらに設けられた（財務省ホームページ https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei18.htm）。また、個人事業者についても、令和元年度税制改正によって、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度が 10 年間の時限措置として創設されている（同 https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei19.htm）。

②は、経営者の死亡等による事業承継に際して必要となる費用や、合併・買収によって他の中小企業の事業者から事業を承継する上で必要な資金の調達を容易にすることを目的とする。そのための措置として、経営承継円滑化法に中小企業信用保険法等に関する特例が設けられている（中小承継 12 条・15 条）。

③の遺留分の特例制度は、当初、後継者が経営者の親族（遺留分権を有する推定相続人）である場合に適用されるというものであった（親族内承継）。しかし、少子化の進展等とともに親族内承継は減少し、それに代わって親族でない後継者が事業を承継する親族外承継が増加している実状を受けて、平成 27（2015）年に経営承継円滑化法は一部改正され（平成 27 年法 61 号）、遺留分に関する民法の特例が親族外承継にも適用されることとなった（中小承継 3 条・6 条、10 条）。

3. 遺留分に関する民法の特例

（1）会社についての遺留分の特例

令和元（2019）年の中小企業強靱化法（前述 1）による改正前は、遺留分に関する特例は、中小企業の会社の経営者から後継者が自社株式や事業用資産を承継する場合を対象とするものであった。しかし、同法による改正で、経営承継円滑化法による遺留分の特例は会社とともに個人事業者にも認められることとなった（中小承継 3 条）。ただし、その内容については会社と個人事業者とで相違点がある。

会社（特例中小会社。中小承継 3 条 1 項）の場合は、遺留分の特例として、①除外合意若しくは②固定合意、又はその両方を行うことができる。また、これらのいずれかの合意をしたときは、併せて③付随合意をすることもできる。①は後継者が経営者からの贈与等により取得した特例中小会社の株式（株主総会で決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く）又は持分（以下、株式等）の全部又は一

部について、その価額を遺留分算定の基礎財産から除外する合意（中小承継 4 条 1 項 1 号）、②はそのような株式等の評価額を合意時の時価に固定する合意（同項 2 号）である。さらに、③の付随合意は、後継者が経営者から贈与等によって取得した株式等以外の財産（中小承継 5 条 1 号）や、後継者以外の推定相続人（遺留分権を有する者に限る〔中小承継 3 条 6 項〕。以下同様）が経営者から贈与等によって取得した財産（中小承継 6 条 2 項 1 号）について、遺留分算定基礎財産から除外するという合意である。したがって、固定合意ができるのは株式等についてのみということになる。なお、株式等につき固定合意をする際には、固定する時価について合意時における相当な価額である旨の弁護士、公認会計士、税理士等の証明が必要である。評価方法については、「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」（<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2009/090209HyoukaGuidelines.htm>）が公表されている。

①②③とも、経営者の推定相続人と後継者が全員で書面によって行うことを要する。合意が成立すると、後継者は合意の日から 1 カ月以内に経済産業大臣に確認の申請をし（中小承継 7 条）、経済産業大臣の確認書が交付されると、後継者はさらに確認を受けた日から 1 カ月以内に家庭裁判所に申立てをして許可を得る必要がある（中小承継 8 条 1 項、家事 243 条、別表第一 134 の項）。これらの手続を経て、合意の効力が発生する。

（2）個人事業者についての遺留分の特例

令和元年度税制改正で個人事業者につき事業承継税制が創設されたことを受けて（前述 2）、遺留分の特例についても、中小企業強靱化法により個人事業者に拡大された。これによって、個人事業者（中小承継 3 条 4 項）の事業の承継について、個人事業者の推定相続人と後継者の全員の合意で、後継者が個人事業者から贈与等によって取得した事業用資産の全部又は一部を遺留分算定の基礎財産から除外すること（除外合意）ができるようになった（中小承継 4 条 3 項）。ここに言う事業用資産とは、土地及び土地の上に存する権利並びに建物その他の減価償却資産であって、事業を実施する上で必要なものとして経済産業省令で定めるものを指す（中小承継 3 条 4 項）。自社株式が大きなウェイトを占める会社の経営の承継の場合と異なり、個人事業者については除外合意のみで、固定合意は認められていない。また、個人事業者の事業承継に遺留分の特例が適用されるのは、個人事業者がその事業用資産を全部贈与した場合である（同項）。

なお、個人事業者の事業の承継においても、付随合意をすることができる。すなわち、後継者が現金等事業用資産以外の財産を個人事業者からの贈与等によって取得した場合（中小承継 5 条 2 号）や、後継者でない推定相続人が個人事業者からの贈与等によって財産を取得した場合（中小承継 6 条 2 項 2 号）、経営承継円滑化法 4 条 3 項の除外合意に加えて、個人事業者の推定相続人と後継者の全員の合意により当該財産の全部又は一部を遺留分算定の基礎財産から除外することができる。

除外合意も付随合意も、いずれも書面によって行うことを要する。合意が成立すると、後継者は認定支援機関の確認書（合意の対象とした事業用資産が先代の個人事業者の事業の用に供されていたこと及びその資産を後継者が事業の用に供することの確認）を添付して、合意から 1 カ月以内に経済産業大臣に申請をし、その確認を受けることができる（中小承継 7 条）。経済産業大臣の確認書交付後、さらに 1 カ月以内に後継者は家庭裁判所に申立てをして許可を得る必要がある（中小承継 8 条 1 項、家事 243 条、別表第一 134 の項）。これらの手続を経て合意が効力を発生するという点は、会社の経営承継の場合と同様である。

経営承継円滑化法及びその施行令・施行規則と、遺留分に関する民法の特例等についての情報は、中小企業庁のホームページで随時更新されている。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm

4. 民法の遺留分制度との関係

経営承継円滑化法が施行された当時、民法の遺留分制度は遺留分権利者が減殺請求権を行使することができるというものであり（民前 1031 条）、その内容は受贈者や受遺者が取得した被相続人の財産に対する現物返還請求であった。このような民法の制度に対して、経営承継円滑化法における遺留分の特例は、中小企業の経営者が贈与や遺言により後継者に自社株式や事業用資産を承継させた場合に、相続人による遺留分の請求によってこれらの資産が分散したり、贈与や遺言後に自社株式等の価値が上昇することによって後継者が遺留分に関し予想外の請求を受けるといった事態を回避することをねらいとしていた（特別受益である金銭の贈与の事例であるが、判例は、遺留分算定の基礎財産への算入における評価額を相続開始時の貨幣価値に換算した価額とする。最判昭和 51・3・18 民集 30 巻 2 号 111 頁）。

その後、平成 30（2018）年の民法改正（平成 30 年法 72 号）で相続関係の諸規定が改められたことに伴い、遺留分もかつての減殺請求権から遺留分侵害額請求権に変わった（民 1046 条）。これによって、遺留分権利者が受贈者・受遺者らに対して行使する権利は侵害された遺留分の額に相当する金銭債権となり、被相続人が贈与や遺贈をした財産自体の現物返還を請求するものではなくなった。ただし、平成 30 年改正前の民法でも、受贈者や受遺者らには価額弁償の抗弁が認められており（民前 1041 条）、取得した財産を返還するか又はその価額を弁償して目的物の返還義務を免れるかの選択が可能であった。その意味では、改正前の遺留分制度も、企業の後継者による株式や事業用資産の承継を法的に必ず阻害するものであったとは言えない。ただし、後継者が価額弁償によることを選択した場合、現物返還義務を免れるとしてもそれに相当する金銭を支払う義務を遺留分権利者に対して負い、多額の弁償金を調達するために結果として自社株式や事業用資産を処分する他ないという事態が起こりえた。同様のことは、平成 30 年改正後の遺留分侵害額請求権の場合にも該当し、その意味において、経営承継円滑化法による遺留分の特例は、現行民法のもとにおいて

も中小企業の経営の承継にとって大きな意義を持つと言える。

なお、民法の遺留分侵害額請求の対象となるのは、遺贈（特定財産承継遺言と相続分の指定による財産の取得を含む）と贈与である（民 1046 条、1047 条）。平成 30 年改正前も同様に遺贈等と贈与が遺留分減殺請求の対象となっていたが、贈与については、改正の前後を問わず、相続開始前の 1 年間にしたものに限って遺留分算定の基礎財産に算入されることを原則とする（民 1044 条 1 項、民前 1030 条）。したがって、中小企業の経営者が一般の後継者に株式や事業用資産を贈与した場合、相続人による遺留分の請求を受けるのは経営者の死亡前の 1 年間にされた贈与に限られ、それより前の贈与は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知っていたなどの例外的場合（民 1044 条 1 項後段、1045 条 2 項）を除き、民法のもとでも遺留分の対象とはならない。

ただし、被相続人が相続人に対してした特別受益に当たる贈与（民 903 条 1 項）については、改正前の判例でさらに例外が置かれていた。すなわち、このような贈与は通常、受贈者である相続人に対する相続分の前渡しの意味を持ち、他の共同相続人との公平を図る必要があるとの考慮から、当該贈与を得た相続人に対する遺留分減殺請求を認めることがこの相続人に酷であるなどの特段の事情のない限り、被相続人の死亡の 1 年より前にされたものであっても、減殺請求の対象となるとされていたのである（最判平成 10・3・24 民集 52 巻 2 号 433 頁）。そのため、この判例法理のもとでは、中小企業の経営者が相続人の一人を後継者とし、自社株式や事業用資産を生計の資本として生前に贈与した場合、特段の事情がない限り、何十年前の贈与であっても遺留分算定の基礎財産に含まれ、遺留分減殺請求の対象となりえた。平成 30 年改正は、この点について、上記判例を踏まえた上で遺留分の対象となる特別受益に 10 年という限定を設定した。すなわち、民法 1044 条 3 項で、相続人に対する特別受益である贈与については相続開始前の 10 年間にしたものに限り、その価額を遺留分算定の基礎財産に算入すると定めた。これによって、後継者が相続人である場合も、原則として経営者の死亡前 10 年以内の株式等や事業用資産の贈与のみが遺留分の対象となり、そのような贈与について、経営承継円滑化法の特例がその機能を発揮することになる。

（常岡史子）